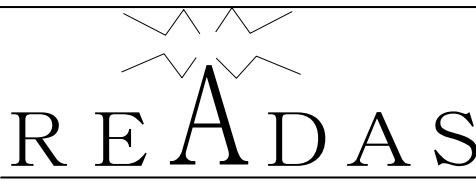


第 5375 号	 READAS リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2015年)平成27年 12月 22日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 源泉徴収の対象となるもの

Q：源泉徴収は、給与や賞与以外にどんなものが対象になるのですか？

A：次のようなものが対象になります。

【解説】

居住者である個人に給与や利子、配当、退職手当等、一定の報酬、料金を支払う際には源泉徴収をしなければならないこととなっています。

対象となる報酬、料金等は、次のようなものです。

- ① 弁護士、税理士、社会保険労務士、司法書士、測量士、建築士、不動産鑑定士、企業診断員などに対する報酬・料金等
- ② 原稿料、写真の報酬、デザイン料、著作権の使用料、講演料、芸能・スポーツ・知識等の教授・指導料、翻訳料、版下の報酬・料金等
- ③ モデル、外交員、集金人、ホステスに対する報酬・料金等

なお、給与等の支払いがない個人事業者又は常時2人以下の家事使用人にのみに対して給与等を支払う者は、ホステスなどに報酬・料金等を支払う場合を除き、源泉徴収しなくてよいこととなっています。

また、給与の支払人員が常時9人以下の源泉徴収義務者には、源泉徴収した税金を半年分まとめて支払うことができる納期の特例という制度がありますが、この対象になるのは、給与や退職金以外に税理士、弁護士、司法書士等に対するものに限られており、そのほかには適用がありませんので注意してください。

